

令和6年度 川西町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、本町の障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本町の機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第4項に規定する次の障がい者就労施設等であって、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者雇用促進法における特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所
- (8) 在宅就業障がい者
- (9) 在宅就業支援団体

4 調達対象物品等

この方針の対象となる物品等は、本町が発注する物品等のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

区分	内容
物品	事務用品、食品類、農作物、小物雑貨、印刷物 等
役務・委託	印刷、清掃、草刈り、その他軽作業 等

5 令和6年度調達目標

前年度の調達実績額を上回るよう努めることとする。

6 推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治

法施行令（昭和22年政令第16号）及び川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）の規定に基づく随意契約を活用する。

- (3) 障がい者就労施設等への物品等の発注に際しては当該施設等の提供体制を十分に考慮し、納期や発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

7 公表等

各年度の調達方針については策定後速やかに、調達実績については会計年度終了後に、ホームページ等で公表するものとする。